

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 32 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「副市長」の後ろに「，教育委員会の教育長」を加える。

第 4 条第 2 項第 1 号中「100 分の 600」を「100 分の 550」に改め、同項第 2 号中「100 分の 450」を「100 分の 410」に改め、同項第 4 号中「100 分の 360」を「100 分の 330」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「100 分の 270」を「100 分の 245」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 教育委員会の教育長 100 分の 330

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

区分	給料月額
市長	1,050,000円
副市長	830,000円
教育委員会の教育長	740,000円
常勤の監査委員	640,000円
公営企業管理者	740,000円

別表第2中

教育委員会	委員長	月額	127,000円
	委員	月額	104,000円

教育委員会の委員	月額	104,000円
----------	----	----------

年額	49,000円	年額	56,000円
年額	34,000円	年額	40,000円
年額	29,000円	年額	35,000円
年額	17,000円	年額	24,000円
年額	16,000円	年額	23,000円
年額	100,000円	年額	100,000円
年額	60,000円	年額	63,000円
年額	40,000円	年額	44,000円
年額	25,000円	年額	32,000円
年額	24,000円	年額	29,000円
年額	22,000円	年額	27,000円
年額	21,000円	年額	27,000円

附則第14項中「当分の間」を「平成27年3月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第14項の改正規定は、公布の日から施行する。

(旧教育長に関する経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定に基づきなお従前の例により在職する函館市教育委員会教育長（以下「旧教育長」という。）については、同項の規定に基づき在

職する間は、改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、適用しない。

（教育委員会の委員長に関する経過措置）

- 3 改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第1項の教育委員会の委員長については、この条例の施行の日から改正法附則第2条第3項の規定により当該委員長としての任期が満了する日までの間は、改正後の条例の規定は適用せず、改正前の特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

（函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

- 4 函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2等級の項中「副市長」の後ろに「，教育委員会の教育長」を加える。

（函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 旧教育長については、改正法附則第2条第1項の規定に基づき在職する間は、前項の規定による改正後の函館市職員等の旅費に関する条例の規定は、適用しない。

（提案理由）

市長等の給料月額を改定し、市長等の退職手当について支給割合を改定して減額を廃止し、および消防団員の報酬額を改定し、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い教育委員会の教育長に支給する給与に関する規定の整備等をするため